

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年7月24日
【発行者名】	ブラックロック・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 橋本 幸子
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
【事務連絡者氏名】	坂井 瑛美
【電話番号】	03-6703-4100
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券に係る ファンドの名称】	iシェアーズ MSCI ジャパンSRI ETF
【届出の対象とした募集（売出） 内国投資信託受益証券の金額】	10兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	名 称 株式会社東京証券取引所 (所在地 東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年5月8日付をもって提出した有価証券届出書（2026年6月26日付で有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。以下「原有有価証券届出書」といいます。）について、繰上償還の手続きを開始することの決定に伴い所要の変更等を行うため、また、申込締切時間の記載を更新するため、本訂正届出書を提出するものです。

＜訂正前＞および＜訂正後＞に記載している下線部_____は訂正部分を示し、＜更新後＞に記載している内容は原有有価証券届出書の更新後の内容を示します。

2【訂正の内容】

第一部【証券情報】

（4）【発行（売出）価格】

＜訂正前＞

取得申込受付日の基準価額^{*1}とします。

原則として、取得申込受付日の午後3時30分^{*2}までに、取得申込が行われかつ当該取得申込に係る指定参加者^{*}³所定の事務手続きが完了したものを当該取得申込受付日の受付分とします。

※1 「基準価額」とは、純資産総額を計算日における受益権口数で除した額をいいます。なお、ファンドにおいては、1,000口当たりの価額で表示されます。

※2 2026年6月29日より午後4時となる予定です。

※3 「指定参加者」とは、委託会社が、受益権の取得申込および交換請求を行う者として指定した第一種金融商品取引業者とします。

（以下省略）

＜訂正後＞

取得申込受付日の基準価額^{*1}とします。

原則として、取得申込受付日の午後4時^{*2}までに、取得申込が行われかつ当該取得申込に係る指定参加者^{*2}所定の事務手続きが完了したものを当該取得申込受付日の受付分とします。

※1 「基準価額」とは、純資産総額を計算日における受益権口数で除した額をいいます。なお、ファンドにおいては、1,000口当たりの価額で表示されます。

※2 「指定参加者」とは、委託会社が、受益権の取得申込および交換請求を行う者として指定した第一種金融商品取引業者とします。

（以下省略）

（７）【申込期間】**<訂正前>**

2026年５月９日から2026年11月６日まで

※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

<訂正後>

2026年５月９日から2026年11月６日まで

※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

※繰上償還が決定した場合、取得申込期間は2026年10月20日までとし、2026年11月25日をもって信託を終了する予定です。詳しくは、（12）その他をご確認ください。

（１２）【その他】

＜更新後＞

① 取得申込の方法

受益権の取得申込を行う投資者は、指定参加者の営業時間内において指定参加者所定の方法で申込を行います。

② 日本以外の地域における発行

ありません。

③ 購入不可日

委託会社は、次の１．から７．の期日および期間については、受益権の取得申込に応じないことがあります。この場合はＰＣＦを提示しません。

- １．計算期間終了日の前営業日（ただし計算期間終了日が休業日の場合は、計算期間終了日の２営業日前から当該計算期間終了日の前営業日までの間）
 - ２．委託会社が、約款に規定する「運用の基本方針」に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
 - ３．対象指数構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から翌営業日までの間
 - ４．対象指数構成銘柄の変更実施日および銘柄株数の変更実施日の各々前営業日から翌営業日までの間
 - ５．対象指数構成銘柄の売買停止日
 - ６．このファンドが終了することとなる場合において、信託終了日の直前５営業日間
 - ７．上記１．から６．のほか、委託会社がこのファンドの運営に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
- ＊ 投資環境等の変化により、今後購入不可日が変更となる場合があります。（当ファンドの投資信託約款では、保有有価証券の売却を円滑に実行することが困難と委託会社が判断する日は、受益権の取得申込に応じないことがあると定めています。）

④ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、交換株式等は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払いもしくは交付が行われます。

（参考）

◆投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

ファンドの設定、交換、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

⑤ 上場投資信託の取得申込・交換に関する清算制度について

指定参加者が、取得申込・交換に係るＰＣＦまたは振替受益権の委託会社への受渡しまたは支払いの債務の負担を株式会社日本証券クリアリング機構（「清算機関」といいます。）に申込み、これを清算機関が負担する場合は、取得申込・交換に係る受渡しまたは支払いの手続きは清算機関の業務方法書の定めに従って、清算機関と指定参加者との間で振替機関を介して行われます。

⑥ 信託終了（繰上償還）および重大な約款変更にかかる書面決議基準日確定のお知らせ

【信託終了（繰上償還）および重大な約款変更のお知らせ】

委託会社は当ファンドにつきまして、信託終了（繰上償還）および付随する投資信託約款の重大な変更（以下「繰上償還および重大な約款変更」といいます。）を行うため法令の規定にしたがい書面決議の手続きを実施いたしますので、お知らせいたします。

当該繰上償還および重大な約款変更については、当ファンドの2026年8月9日を基準日として当該基準日現在の受益者名簿上の受益者を対象に書面決議を行ない、その可否を決定いたします。

なお、2026年10月20日の書面決議の結果により、当該繰上償還およびこれに関連する重大な約款変更が可決された場合には、2026年11月21日付で約款変更を適用し、2026年11月25日をもって信託を終了する日として繰上償還する予定です。

<重大な約款変更の概要>**1. 繰上償還および重大な約款変更の内容および理由**

内容	理由
当ファンドの信託期間を無期限から2026年11月25日までに変更し、同日を信託終了日として繰上償還を実施します。	当ファンドの受益権口数が、当該投資信託約款に定められた信託契約の解約の基準である口数を下回っており、現在の純資産総額では適切な運用を維持することが困難な状況となっているため、当ファンドを繰上償還することが受益者にとって有利と判断いたしました。
繰上償還に伴い償還金支払いに関する規定に所要の変更を行ないます。	上記の繰上償還に関する手続き等を明確にするものです。

（注）変更内容については、別紙の「投資信託約款 変更箇所（新旧対照表（案）」をご参照ください。

2. 繰上償還および重大な約款変更に係る書面決議の手続きおよび日程（予定）

受益者確定の基準日	2026年8月9日
書面の発送日	2026年9月14日
書面による議決権の行使の期間	2026年10月19日まで
書面による決議の日	2026年10月20日
反対議決権を行使した受益者の買取請求期間（予定）	2026年10月21日から2026年11月9日まで
約款変更適用日（予定）	2026年11月21日
信託終了日（予定）	2026年11月25日
償還金支払い開始日（予定）	2026年12月30日

書面決議の結果は、可決または否決いずれの場合でも、決議の日に弊社ホームページでご覧いただくことができます。

ホームページのアドレス：www.blackrock.com/jp/

3. 東京証券取引所における売買に関する日程

「監理銘柄（確認中）」への指定	2026年7月24日
「整理銘柄」への指定（予定）	2026年10月20日
東京証券取引所における最終売買日（予定）	2026年11月20日
上場廃止日（予定）	2026年11月21日

※なお、最終売買日までは東京証券取引所での売買が可能です。

4. 繰上償還および重大な約款変更にかかる書面決議の手続き

上記に関する繰上償還および付随する約款変更は、2026年9月14日に発送する書面決議のご案内に基づき、議決権行使期間内（2026年9月15日から2026年10月19日）に賛成する受益者（法令等の規定に基づき、議決権を行使せず賛成となった方を含みます。）が保有する2026年8月9日現在の受益権口数が、同日現在の受益権口数の3分の2以上であった場合に可決されます。

5. 反対議決権を行使した受益者の買取請求の手続き

繰上償還および重大な約款変更が確定した場合、反対議決権を行使した受益者は、2026年10月21日から2026年11月9日までの間に、自己に帰属する受益権を、当該受益権が有すべき公正な価額で、当該受益権に係る信託財産をもって買取るべき旨を受託会社に、同社所定の手続きに基づいて請求することができます。ただし、反対議決権を行使した受益者が、必ず買取請求を行わなければならないわけではございません。

6. 取得申込および交換請求の停止

繰上償還および重大な約款変更に関する書面決議が可決された場合、当ファンドの取得申込は2026年10月21日以降、交換請求は2026年11月18日以降、受け付けを停止します。

当ファンドの購入に際しては、本記載を十分にご確認の上、お申込み下さいますようお願い申し上げます。

<ご参考>

別紙 投資信託約款 変更箇所（新旧対照表（案））

下線部____は変更部分を示します。

追加型証券投資信託 「i シェアーズ MSCI ジャパン SRI ETF」

新	旧
〔信託期間〕 第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から2026年11月25日までとします。	〔信託期間〕 第4条 この信託は、期間の定めを設けません。 ただし、第55条第1項および第2項、第57条第1項、第58条第1項、第60条第2項の規定によって信託を終了させることがあります。
〔信託の計算期間〕 第39条 この信託の計算期間は、毎年2月10日から8月9日まで、および8月10日から翌年2月9日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から2022年8月9日までとし、最終計算期間の終了日は2026年11月25日とします。	〔信託の計算期間〕 第39条 この信託の計算期間は、毎年2月10日から8月9日まで、および8月10日から翌年2月9日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、信託契約締結日から2022年8月9日までとし、最終計算期間の終了日は第4条ただし書きの規定によりこの信託が終了する場合における信託期間の終了日とします。
〔収益分配金および償還金の支払い〕 第46条 収益分配金は、計算期間終了日において第45条の受益者名簿に名義登録されている者を計算期間終了日現在における受益者（以下「名義登録受益者」といいます。）とし、当該名義登録受益者に支払います。 ② 前項に規定する収益分配金の支払いは、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者が予め指定する預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式により行うものとします。なお、名義登録受益者が、第45条第3項に規定する会員と別途収益分配金の取扱に係る契約を締結している場合は、当該契約に従い支払われるものとします。 （削除） ③ 償還は、信託終了日現在において第45条の受益者名簿に名義登録されている者を信託終了日現在における受益者（以下「信託終了時受益者」といいます。）として、信託終了時受益者に、信託終了時の信託財産の純資産総額に相当する金銭を支払うことにより行います。なお、信託終了時受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償	〔収益分配金の支払い〕 第46条 収益分配金は、計算期間終了日において第45条の受益者名簿に名義登録されている者を計算期間終了日現在における受益者（以下「名義登録受益者」といいます。）とし、当該名義登録受益者に支払います。 ② 前項に規定する収益分配金の支払いは、毎計算期間終了後40日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者が予め指定する預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式により行うものとします。なお、名義登録受益者が、第45条第3項に規定する会員と別途収益分配金の取扱に係る契約を締結している場合は、当該契約に従い支払われるものとします。 ③ 受託者は、収益分配金の支払いについて、第45条第2項の規定に基づいて受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。 （新設）

還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、<u>社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。</u> ④ <u>信託終了時受益者に交付する金銭の額は、信託終了時の基準価額（信託終了時の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。）に、当該信託終了時受益者に属する受益権の口数を乗じた額とします。なお、この場合における税法上の元本の額は、受益権1口あたり、信託終了時においてこの信託に信託されている金額を受益権総口数で除した額とします。</u> ⑤ <u>前項に規定する償還金の支払いは、原則として、受託者が、信託終了後40日以内の委託者の指定する日から行うものとし、信託終了時受益者は、受託者から送付される領収証をゆうちょ銀行に持ち込む方式または受託者から振り込まれる預金口座等をあらかじめ指定する方式等により償還金を受領することができます。</u> ⑥ <u>受託者は、収益分配金および償還金の支払いについて、第45条第2項の規定に基づいて受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。</u>	(新設) (新設) (新設)
[収益分配金および償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責] 第47条 (省略) ② <u>受託者は、第46条第5項に規定する支払開始日から10年経過した後に、償還金の未払残高があるときは、当該金額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。</u> ③ <u>受託者は、前各項の規定により委託者に収益分配金および償還金を交付した後は、当該交付に係る金額に関する受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。</u>	[収益分配金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責] 第47条 (省略) (新設) ② <u>受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金を交付した後は、当該交付に係る金額に関する受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。</u>
[収益分配金および償還金に関する時効] 第48条 <u>受益者が、収益分配金については第46条第2項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第46条第5項に規定する支払開始日から10年間その受渡しを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</u> (削除)	[収益分配金ならびに信託終了時の交換有価証券等および買取代金に関する時効] 第48条 <u>受益者が、収益分配金については第46条第2項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。</u> ② <u>受益者が、信託終了による交換による有価証券および金銭については信託終了日から、買取についてはその支払開始日から、それぞれ10年間その受渡しを請求し</u>

	ないときは、その権利を失い、委託者に帰属します。
[質権口記載または記録の受益権の取り扱い] 第53条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、交換請求の受付け、交換株式の交付および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。	[質権口記載または記録の受益権の取り扱い] 第53条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、交換請求の受付け、交換株式の交付および信託終了時の株式の交付等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。
第56条 <u>(削除)</u>	[信託終了時の交換等] 第56条 委託者は、この信託が終了することとなったときは、<u>クリエーション・ユニットの整数倍の受益権を有する受益者に対しては、当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式を当該受益権として振替口座簿に記載または記録されている振替受益権と引き換えに交換するものとし</u>ます。 ② <u>前項の交換は、指定参加者の営業所において行うものとします。</u> ③ <u>第1項の交換に係る受益権の評価額は信託終了日の5営業日前の基準価額とします。この場合において、受益者が交換により取得する個別銘柄の有価証券の数は、信託終了日の5営業日前の日における当該有価証券の評価額に基づいて計算された数とし、取引所売買単位の整数倍とします。</u> ④ <u>対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社等である受益者が、前項の定めによって交換する場合には、委託者は当該発行会社の株式の個別時価総額に相当する口数の受益権を買取することを受託者に指図します。この場合の個別時価総額は、信託終了日の4営業日前の寄付き以降成行きの方法またはこれに準ずるものとして合理的な売却の方法によって当該株式を売却した額（売却するのに必要な経費を控除した後の金額）とします。</u> ⑤ <u>前項の規定により信託財産が買取った受益権については、前項の個別時価総額が確定した日から4営業日目に金銭の交付を行います。</u> ⑥ <u>指定参加者は、第1項による交換を行うときは、当該受益者から指定参加者が定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。</u> ⑦ <u>第1項の有価証券の交換は、原則として、交換のための振替受益権の抹消の申請が振替機関に受け付けられたことを受託者が確認した日の翌営業日から起算して3営業日目から行います。</u>

	⑧ <u>委託者は、信託終了日の4営業日前の日以降、交換によって抹消されることとなる振替受益権と同口数の受益権（信託財産が買取った受益権を含みます。）を失効したものと取り扱うこととし、受託者は、当該受益権に係る振替受益権が交換有価証券の振替日に抹消済みであることを確認するものとします。</u> ⑨ <u>第1項および第3項の規定にかかわらず、次の各号の場合には信託終了時の受益権の価額をもとに委託者が信託の終了に関して指定する指定参加者が買取りを行うことを原則とします。</u> 1. <u>第1項において、受益者の有する口数から有価証券の交換に要した口数を控除した後に残余の口数を生じた場合の残余の口数の振替受益権</u> 2. <u>第1項におけるクリエーション・ユニットに満たない振替受益権（取引所売買単位未満の振替受益権を含みます。）</u> ⑩ <u>第9項に規定する指定参加者は、前項の買取りを行うときは、当該指定参加者が個別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。</u> ⑪ <u>信託終了に際して、委託者が信託終了に関して指定する指定参加者は、その所有に係るすべての受益権を交換請求するものとします。交換により交付される株式に当該指定参加者の自社株式等が含まれる場合には、委託者は受託者に対しこれを売却する指図をするとともに、当該自社株式等の評価額に相当する口数の受益権を、受託者は信託財産をもって買取るものとします。</u>
--	---

以上

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

4【手数料等及び税金】

（5）【課税上の取扱い】

① 個人の投資者に対する課税

<訂正前>

a. ～d. （省略）

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、第一種金融商品取引業者で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となり、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、第一種金融商品取引業者により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、第一種金融商品取引業者にお問い合わせください。

<訂正後>

a. ～d. （省略）

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度です。

NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、第一種金融商品取引業者で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となり、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、第一種金融商品取引業者により取扱いが異なる場合があります。なお、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」での新たな購入はできません。詳しくは、第一種金融商品取引業者にお問い合わせください。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

(1) ～(3)（省略）

(4) 受益権の取得申込の受付

委託会社は、原則として、取得申込受付日の午後3時30分^{*}までに委託会社が指定する対象指数構成銘柄および金銭と交換で1クリエーション・ユニットの整数倍に相当する口数の受益権の取得申込を受付けます。

(5)～(11)（省略）

(12) 指定参加者および取得申込者は、原則として、取得申込日の午後3時30分^{*}以降はその取得申込を取り消す事ができません。ただし、指定参加者および取得申込者が、原則として、取得申込日の午後3時30分^{*}までに委託会社に取り消しの申出を行い、委託会社が承認する場合は、その取得申込を取り消すことができます。

(13)～(18)（省略）

＊ 2026年6月29日より午後4時となる予定です。

<訂正後>

(1) ～(3)（省略）

(4) 受益権の取得申込の受付

委託会社は、原則として、取得申込受付日の午後4時までに委託会社が指定する対象指数構成銘柄および金銭と交換で1クリエーション・ユニットの整数倍に相当する口数の受益権の取得申込を受付けます。

(5)～(11)（省略）

(12) 指定参加者および取得申込者は、原則として、取得申込日の午後4時以降はその取得申込を取り消す事ができません。ただし、指定参加者および取得申込者が、原則として、取得申込日の午後4時までに委託会社に取り消しの申出を行い、委託会社が承認する場合は、その取得申込を取り消すことができます。

(13)～(18)（省略）

2【換金（解約）手続等】

(1) 信託の一部解約

<訂正前>

投資者は、自己に帰属する受益権について、信託期間中においてこの信託の一部解約の実行を請求することはできません。

<訂正後>

投資者は、自己に帰属する受益権について、信託期間中においてこの信託の一部解約の実行を請求することはできません。

※受託会社が書面決議において重大な約款の変更等に反対した受益者からの請求により買い取った受益権を除きます。

(2) 受益権と信託財産に属する株式との交換**<訂正前>**

a. 指定参加者および一定口数以上の交換請求を行う投資者（以下「交換請求者」といいます。）は、委託会社または指定参加者に対し、原則として、交換請求受付日の午後3時30分^{*}までに、1クリエーション・ユニットの整数倍の振替受益権をもって、当該請求に係る受益権とその信託財産に属する株式のうち、当該受益権の価額に相当する株式との交換を請求することができます。

b. ～j. （省略）

k. 指定参加者および交換請求者は、原則として、交換請求日の午後3時30分^{*}以降はその交換請求を取り消す事ができません。ただし、指定参加者および交換請求者が、原則として、交換請求日の午後3時30分^{*}までに委託会社に取り消しの申出を行い、委託会社が承認する場合は、その交換請求を取り消すことができます。

l. ～v. （省略）

* 2026年6月29日より午後4時となる予定です。

<訂正後>

※繰上償還が決定した場合、交換請求は2026年11月18日以降、受け付けないこととします。

a. 指定参加者および一定口数以上の交換請求を行う投資者（以下「交換請求者」といいます。）は、委託会社または指定参加者に対し、原則として、交換請求受付日の午後4時までに、1クリエーション・ユニットの整数倍の振替受益権をもって、当該請求に係る受益権とその信託財産に属する株式のうち、当該受益権の価額に相当する株式との交換を請求することができます。

b. ～j. （省略）

k. 指定参加者および交換請求者は、原則として、交換請求日の午後4時以降はその交換請求を取り消す事ができません。ただし、指定参加者および交換請求者が、原則として、交換請求日の午後4時までに委託会社に取り消しの申出を行い、委託会社が承認する場合は、その交換請求を取り消すことができます。

l. ～v. （省略）

(3) 受益権の買取り（買取請求制）**<訂正前>**

a. 指定参加者は、次の1. と2. に該当する場合で、投資者の請求があるときは、原則として、買取請求受付日の午後3時30分^{*}までに受付けたものを当日の申込みとして、その受益権を買取ります。ただし、2. の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。

1. 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権
2. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合

＊ 2026年6月29日より午後4時となる予定です。

b. ～e. （省略）

<訂正後>

a. 指定参加者は、次の1. と2. に該当する場合で、投資者の請求があるときは、原則として、買取請求受付日の午後4時まで^{*}までに受付けたものを当日の申込みとして、その受益権を買取ります。ただし、2. の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。

1. 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権
2. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合

b. ～e. （省略）

3【資産管理等の概要】

（3）【信託期間】

＜訂正前＞

当ファンドの信託期間は無期限とします。ただし、ファンドの繰上償還条項に該当することとなった場合には、信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

＜訂正後＞

当ファンドの信託期間は無期限とします。

※繰上償還が決定した場合、2026年11月25日までとなります。

ただし、ファンドの繰上償還条項に該当することとなった場合には、信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

4【受益者の権利等】

＜更新後＞

投資者（受益者）の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権および名義登録

a. 収益分配金は、計算期間終了日において氏名もしくは名称、住所もしくは所在地および個人番号（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいいます。以下同じ。）または法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいいます。個人番号または法人番号を有しない者または当該収益分配金につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払いの取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名または名称および住所または所在地とします。以下同じ。）、その他受託会社が定める事項（以下「投資者（受益者）氏名等」といいます。）が受託会社に登録されている者（以下「名義登録受益者^{*}」といいます。）を当該計算期間終了日における収益分配金受領者とし、当該名義登録受益者に支払います。この場合、名義登録受益者が当該計算期間終了日における受益権の所有者と異なる場合であっても、委託会社および受託会社は当該所有者に対して収益分配金の支払いおよびその他損害についてその責を負わないものとします。

＊受託会社は、この信託に係る受益者名簿を作成し、投資者（受益者）について、投資者（受益者）氏名等を、受益者名簿に名義登録するものとします。

また、計算期間終了日において、社振法関係法令等、諸規則等に基づき振替機関より通知を受けた受益権の帰属者を、振替機関等の振替口座簿に記載または記録された受益権に係る投資者（受益者）として、その投資者（受益者）氏名等を受益者名簿に登録するものとします。なお、受託会社は他の証券代行会社等、受託会社が適当と認める者と委託契約を締結し、受益者名簿の作成および受益者名簿への名義登録を委託することができます。

b. 投資者は、原則としてa. に規定する登録をこの信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限ります。以下同じ。）を経由してa. の受益者名簿に名義を登録することを請求することができます。この場合、当該会員は、当該会員が個別に定める手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等はa. に規定する登録を受託会社（受託会社がa. において受益者名簿の作成を委託した場合は、その委託をした者）に対して直接行うことができます。

c. b. に規定する名義登録の手続は、ファンドの毎計算期間の末日の翌日から15日間停止するものとします。また、ファンドが終了することとなる場合は、信託終了日の直前5営業日間において名義登録を停止するものとします。

d. 社振法関係法令等に基づき振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益権の名義登録の手続きは別に定めるところによります。

e. 収益分配金の支払いは、原則として、毎計算期間終了日から起算して40日以内の委託会社の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座等に当該収益分配金を振り込む方式により行うものとします。なお、名義登録受益者が、b. に規定する会員と別途収益分配金の取扱に係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。

f. 受託会社は、収益分配金の支払いについて、受益者名簿の作成を委託した者にこれを委託することができます。

g. 受託会社は、支払開始日から5年経過した後に、収益分配金の未払残高があるときは、当該金額を委託会社に交付するものとします。

h. 受託会社は、g. により委託会社に収益分配金を交付した後は、当該交付に係る金額に関する投資者に対する支払いにつき、その責に任じません。

i. 投資者が収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 受益権と信託財産に属する株式との交換権

投資者は、一定口数以上の受益権を持って、その持分に相当する信託財産に属する株式と交換することを請求できます。

(3) 受益権の買取請求権

投資者が保有する受益権の口数の合計が金融商品取引所の定める受益権の取引単位に満たない場合は、投資者は、指定参加者に対して受益権の買取を請求することができます。

(4) 信託終了時の交換請求権および買取請求権

投資者は、信託が終了するときに、持分に応じて交換を請求する権利および買取を請求する権利を有します。投資者が、信託終了時による交換による有価証券および金銭については信託終了日から、買取代金についてはその支払開始日から、それぞれ10年間その受渡しを請求しないときは、その権利を失います。

(5) 帳簿書類の閲覧権または謄写の請求権

投資者は、委託会社に、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

※繰上償還が決定した場合、2026年11月21日以降は「(4) 信託終了時の交換請求権および買取請求権」について以下の内容に変更となる予定です。

(4) 償還金に対する受領権

受益者は^{*}償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

＊ 受益者名簿に名義登録されている者を信託終了日現在における受益者（以下「信託終了時受益者」といいます。）として、信託終了時受益者に、信託終了時の信託財産の純資産総額に相当する金銭を支払うことにより行います。なお、信託終了時受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

信託終了時受益者に交付する金銭の額は、信託終了時の基準価額（信託終了時の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。）に、当該信託終了時受益者に属する受益権の口数を乗じた額とします。なお、この場合における税法上の元本の額は、受益権1口当たり、信託の終了時においてこの信託に信託されている金額を受益権の総口数で除した額とします。

償還金は、原則として、受託会社が、信託終了後40日以内の委託会社の指定する日から信託終了時受益者に対して支払います。信託終了時受益者は、受託会社から送付される領収証をゆうちょ銀行に持ち込む方法または受託会社から振り込まれる預金口座等をあらかじめ指定する方法等により償還金を受領することができます。ただし、当該受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。